

みやぎ『木構造』現場技術者育成・認定制度

宮城県CLT等普及推進協議会

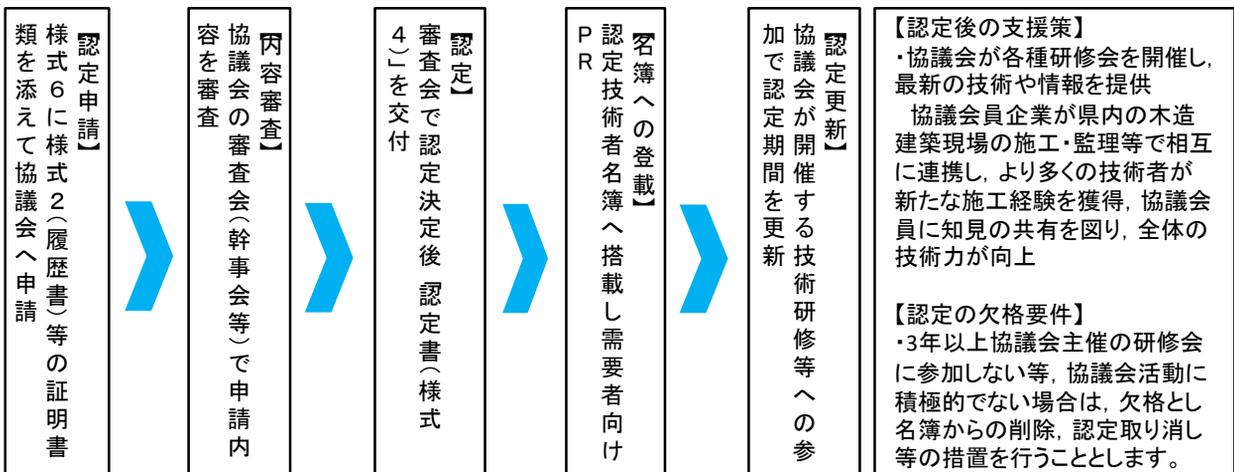
≪目的≫

県内ではCLTのJAS認定工場が誕生し、同時に当協議会による建築士等設計技術者の育成事業が進展し、CLT建物の設計需要に対応する体制が整いつつある。一方、建築需要に関しては、県内建設業事業者の施工経験は少なく、今後進む非住宅建築物の木造化への対応の遅れや技術者の不足が懸念されている。そこで、県内のCLT等木構造の現場経験者を宮城県CLT等普及推進協議会が各種技術者として認定し、木構造の施工・監督が可能な人材の育成・確保を図ることを目的とする。

技術者育成・認定の体系

技能者の名称	みやぎ木構造設計・工事監理者 (Wood マネージャー)	みやぎ木構造現場管理者 (Wood リーダー)
認定の要件	<p>【①、②のどちらかと③の要件を満たす者】</p> <p>①CLTを部材として使用した建築物の設計・工事監理の経験があること</p> <p>②協議会主催のCLT現場技術者研修等を受講していること</p> <p>③直近3年以内に、複数の木構造（軸組、枠組壁、大断面集成材、トラス等）建築の設計・工事監理の経験があること</p>	<p>【①、②のどちらかと③の要件を満たす者】</p> <p>①CLTを建築部材として使用した建築現場の現場代理人の経験があること</p> <p>②協議会主催のCLT現場技術者研修等を受講していること</p> <p>③直近3年以内に、複数の木構造（軸組、枠組壁、大断面集成材、トラス等）現場の現場代理人の経験があること</p>
認定を受けるメリット	認定技能者共通	
	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の交付 協議会ホームページの技術者名簿に掲載し、需要者にPR 	
	技術者を雇用する協議会員	公共施設需要者 (国, 県, 市町村等)
<ul style="list-style-type: none"> 宮城県CLT等普及推進協議会に寄せられる建築需要情報を優先的に提供 公共事業入札制度の評価項目へ追加 (※市町村発注工事において採用が開始されています。) 	<ul style="list-style-type: none"> 木構造の施工が可能な県内企業、技術者の情報入手が容易になる これまで県外企業（大手）が受注していた木造公共施設の『設計』『施工』が地元企業で実施され、地域経済への波及効果も期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工者（企業・個人）情報の入手が容易になる 県内事業者はCLT等木構造の建物の『設計』『施工』を依頼しやすくなる

認定を受ける手順



『みやぎ CLT 等木構造建築現場実務者研修』実施要領

平成30年3月19日
協議会「幹事会」決定

1 目的

宮城県内のCLT等を活用した非住宅木造建築物需要が増加する中、CLT、LVL等の県産木製品を用いる木造建築の県内施工技術者は、大規模になるほど不足する傾向にある。そこで、本実施要領に基づき県内の木造建築現場において現場研修会を実施することで、実際の施工技術に関する経験を蓄積し、限られた施工現場の中で、より多くの現場技術者を育成することを目的とする。

なお、研修を受けた技術者は、別記様式「研修受講報告書」等により、自らが得た現場経験等を当協議会内で情報共有し、協議会技術者全体の知見の向上を図るものとする。

2 研修の概要

(1) 事前研修（研修前に実施）【1日（2時間程度）】

現場の施工管理者から、施工計画書、材料（木製品）、日報等現場管理に関する書類を用いて各研修生へ事前研修を実施

(2) 現場研修 【3日～7日程度（連続 or 各日）】

現場代理人又は監理建築士に同行し、木工事の施工状況、現場作業員や材料納入業者への指示・施工技術や現場監理に関する注意点等を学ぶ

(3) 事後研修 【各研修生】

別添「研修受講報告書」を作成し、自らが得た知見等を協議会へ報告

3 応募資格

宮城県 CLT 等普及推進協議会の企業会員及び研究機関会員に所属する学生（大学生、大学院生 等）※ただし、応募と同時に当協議会へ入会する場合は応募可とする。

- ・現場経験は不問。ただし、応募者多数の場合は、有資格者を優先
- ・原則として、1会員から1名とし、定員に満たない場合のみ追加募集

4 応募方法

「研修申込書」に必要事項を明記し、事務局（jimukyoku01@miyagi-clt.com）あてにメール等で申し込む。

6 技術者の認定

研修を受講し、様式6「みやぎ『木構造』現場技術者認定申請書」に様式1「研修受講報告書」、様式2「履歴書」及び様式3、5、6を提出した研修生は、当協議会が「宮城県 CLT 等普及推進協議会「木構造」現場技術者育成・認定制度」の規定に基づき、各技術者として認定する。

7 応募上の注意

(1) 損害保険の加入

当協議会が加入する。ただし、研修中に行った現場作業等、研修内容に違反した行為による事故等については対象外となる。

(2) 研修中の補償等

現場技術者が研修に参加するために会員（企業、行政・研究機関等）が被る如何なる不利益に関しても、宮城県 CLT 等普及推進協議会は責任を負わないものとする。